

栃木県勤労者生活資金のご案内

働くみなさまの生活を応援します！ 《無担保、固定金利》

栃木県ではみなさまの生活安定と福祉向上のため、中央労働金庫と協力して、低金利の融資制度をご用意しました。どうぞご利用ください。

制度	一般勤労者向け	失業者向け
貸付利率 【※1】	年1.7%	年1.2%
保証料 【※2】	年0.7%～年1.2%	年1.2%
貸付対象者	次の要件全てに該当する方 ①県内に1年以上居住し、かつ1年以上勤務している ②安定・継続した年収が150万円以上あり、返済能力がある ③行為能力を有する（未成年者等を除く。） ④保証協会の保証が得られる	次の要件全てに該当する方 ①県内に1年以上居住し、離職を余儀なくされた【※3】 ②離職後1年以内であり、現在求職活動中である【※4】 ③満65歳未満で世帯の生計を支えている ④行為能力を有する（未成年者等を除く。） ⑤保証協会の保証が得られる ⑥失業給付の受給資格を有し、現にその申請を行っている
資金用途 【※5】	貸付対象者又はその世帯員が必要とする資金で、次に掲げるもの ・医療資金 ・冠婚葬祭資金 ・教育資金 ・災害又は事故等のために必要となった生活資金 ・その他これらに準ずる資金	貸付対象者又はその世帯員の生活に必要な資金
融資限度額	100万円以内 ただし、教育資金は200万円以内とする。	100万円以内
返済方法・期間	最長5年 ・毎月均等払い、ボーナス支払い可 ・教育資金は最長10年以内、5年以内の元金据置可	最長5年 ・毎月均等払い ・1年以内の元金据置可

※1 金利は、令和7年4月1日現在です。

（実際のご融資金利は、お申込時点の金利ではなく、ご融資時点の金利が適用となります。）

※2 保証料は別途、貸付利率に上乗せとなります。詳しくは中央労働金庫の県内営業店へお問い合わせください。

※3 離職理由が事業所の倒産やリストラ（重責解雇を除く）、事業主の意思により派遣契約の更新をしない場合等をいいます（離職票等により確認させていただきます。）。

※4 求職状況が確認できる書類等により確認させていただきます。

※5 対象となる資金用途の詳しい内容は、中央労働金庫の県内営業店へお問い合わせください。



《お問い合わせ先》
中央労働金庫の県内各店舗（裏面）



勤労者生活資金のお申込みは 中央労働金庫（ろうきん）の県内各店舗へ

店舗	所在地	電話番号
宇都宮支店	宇都宮市中戸祭町821	028-621-3251
宇都宮ローンセンター	宇都宮市中戸祭町821 宇都宮支店 2 階	028-600-6868
宇都宮東支店	宇都宮市平出工業団地14-2	028-661-9531
宇都宮東ローンセンター	宇都宮市平出工業団地14-2 宇都宮東支店 2 階	028-660-7611
矢板支店	矢板市本町3-8	0287-43-2424
鹿沼支店	鹿沼市上野町113-10	0289-65-3600
真岡支店	真岡市並木町1-9-6	0285-83-2111
栃木支店	栃木市泉町13-3	0282-22-2092
小山支店	小山市駅東通り2-12-20	0285-22-0597
小山ローンセンター	小山市駅東通り2-12-20	0285-23-8139
佐野支店	佐野市高萩町1213-1	0283-24-8185
足利支店	足利市朝倉町243-13	0284-73-0051



お子さんの進学や冠婚葬祭のほかに、
災害や事故、病気などで資金が
必要になったときにも使えるまる！

栃木県産業労働観光部労働政策課（〒320-8501 宇都宮市塙田1-1-20）
TEL：028-623-3217 FAX：028-623-3225

県HPはこちら▶

